

陳羣傳試論

狩野直禎

に見える。

陳羣字は長文といい、潁川許昌（河南省許昌縣）の人である。祖父陳寔・父陳紀・叔父陳堪、いずれも後漢時代に名聲が高かった。三君と稱され、豫州の百姓は皆、この三人の肖像を畫いたと傳えられる。

先ず彼の生年であるが、これがはっきりとしない。ただそれを推測させる材料はいくつかある。

一、彼の父陳紀は建安の初期（建安元年は一九六年）に七一歳で卒した。従つてその生年は一三〇年前後である。

二、「魯國孔融高才倨傲、年在（陳）紀・（陳）羣之間」

（陳羣傳）とある。そして孔融の生年は一五三年である。

一

後漢末から三國にかけての時期は、混亂の時代である。

四百年續いた中央集權國家が、音を立てて崩壊しはじめた。この時に當つて、人々は或いは舊い秩序に頼つてこれを強化しようと試み、或いは新しくそれを確立しようとし、中には世の混亂を避けて隱遁生活に入り、そして多くの人はただ世の荒波にもまれるままに過した。

小論においては陳羣とその一族を取り上げ、當時の世相を考えて行きたい。

二

まず陳羣の履歷について述べよう。その傳は魏志卷二二

三、陳羣が始めて世に出たのは豫州刺史劉備に辟されて州の別駕になった時である。それは一九三年のころと考えられる。

以上の點から考えて、陳羣の生年は一七〇年前後であろう。それは第一次黨錮の獄直後に當たる。

陳羣は幼時より將來を期待されていたようである。

羣爲兒時、寔常奇異之、謂宗人父老曰、此兒必與我宗、と見える。孔融との交りも始つたようである。

陳羣が官界に足を踏み出したのは、右に述べた劉備に辟された時である。劉備が陶謙から徐州牧を譲られ、それを引受けようとした時

袁術尙彊、今東必與之爭、呂布若襲將軍之後、將軍雖得徐州、事必無成、

と諫めたが聞き入れられなかった。劉備ははたして敗戦した。劉備は羣を茂才に擧げ、柘令に除したが任地に赴かず、父の陳紀と難を徐州に避けた。ついで曹操に辟され、司空西曹掾屬となった。

西曹主府史署用、

とみえるから（後漢書 百官志）人事を擔當したのであ

る。彼が人物の鑒識に秀れていたことについては、次のような話がある。

時有薦樂安王模・下邳周達者、太祖（曹操）辟之、羣封還教以爲模達穢德、終必敗、太祖不聽、後模達皆坐姦宄誅、太祖以謝羣、羣薦廣陵陳矯・丹陽戴乾、太祖皆用之、後吳人叛、乾忠義死難、矯遂爲名臣、世以羣爲知人、

陳羣が「穢德」となした人物は姦宄に坐して誅され、彼が推薦した陳矯・戴乾は忠義之士、名臣として高い評價を受けた。陳矯は、魏志二二に、陳羣と卷を同じうして傳があるので、後に觸れる機會があろう。

彼はやがて蕭・贊・長平の令を歴任したが、やがて父陳紀が卒したので官を去った。しかしふたたび司徒掾をもって高第にあげられ、治書侍御史となり、さらに參丞相軍事に轉じた。

治書侍御史は「掌選明法律者爲之、凡天下諸讞疑事、掌以法律當其是非」と見える（後漢書 百官志）。陳羣は又法律にも明らかだったのである。

建安一八年（二一三）、魏國が成立した。彼は御史中丞にうつった。治書侍御史・御史中丞と、御史系統の官が多

くなっている。御史は監察・弾劾に當るわけで、身分は低いが實權を持ち、天子の手足となる役割を擔う。人物の鑒定に秀れ、法律知識にも明るかった陳羣は充分その任を果したと考えられる。

時に肉刑を復するか否かの論が起った。この問題は、彼の父陳紀もかつてこれを論じていた。

時太祖、議復肉刑、令曰、安得通理君子達於古今者、使平斯事乎、昔陳鴻臚（陳紀は大鴻臚になっていた）以爲死刑有可加於仁恩者、正謂此也、御史中丞（陳羣）能申其父之論乎、羣對曰、臣父紀以爲、漢除肉刑、而增加笞、本與仁惻、而死者更衆、所謂、名輕而實重者也、……今以笞死之法、易不殺之刑、是重人支體、而輕人軀命也、

とある。陳羣は肉刑復活に反對した。この時鍾繇も同じ意見を持っていた。鍾繇は後にも述べるが陳羣とは同郷であり、お互いの祖父の時から友人であった。そして重臣王朗も時機尙早を述べ、この議は行なわれなかった。

陳羣はついで侍中となり、丞相東西曹掾となった。丞相府、即ち曹操の下で、魏國の人事にたずさわったわけであ

る。

在朝無適無莫、雅伏名義、不以非道假人、文帝在東宮、深敬器焉、待以交友之禮、

こうして文帝（曹丕）との關係が深くなり、司馬懿・吳質・朱鑠らとその四友となり（晉書宣帝紀）、曹操歿後尙書となって九品官人の法を制し、魏朝誕生とともに尙書僕射になり、ついで尙書令にのぼった。さらに鎮軍大將軍領中護軍錄尙書事と文武の指導的地位にのぼり、曹眞・司馬懿らと文帝から遺託をうけた。明帝即位後は府を開くことを許され、司空に陞った。時に依り事に依って意見をたてまつり、人々から重んぜられ、青龍四年（二三六）薨じた。

何晏の論語集解序に

近故司空陳羣・太常王肅・博士周生烈、皆爲義說、と見えるから、論語に對する注釋も行なっていたわけで、「論語陳氏義說」が佚文を集めて玉函山房輯佚書中におさめられている。

陳羣が出た潁川とはいかなる所か。前漢書卷二八下地理志の末に潁川の人朱贛が丞相張禹に命じられて諸國の風俗を觀察し、その結果を報告した文がのっている。張禹が丞相になったのは河平四年(前二五)、老病をもって骸骨を乞うたのが鴻嘉元年(前二〇)であるから(漢書八一、張禹傳)、この文が書かれた時代は定まってくる。彼は中國を、秦地・魏地・周地・韓地・趙地・燕地・齊地・魯地・宋地・衛地・楚地・吳地・粵地に分けて記しているが、その地域別けは、劉向の分類に従ったものであるとは、漢書の著者班固の説である。

この中で朱贛は郷土の潁川について次のように言っている。

潁川・南陽、本夏禹之國、夏人上忠、其敝鄙朴、(中略)

潁川韓都、土有申子韓非刻害餘烈、高仕宦、好文法、民以貪逸爭訟生分爲失、韓延壽爲太守、先之以敬讓、黃霸繼之、教化大行、……潁川好爭訟分異、

潁川は南陽を含めて、もと韓の國に屬し、後には韓の都が置かれた。韓には申子(申不害)、韓非といった法家者流の人が出たので、潁川の人には刻害の風が残っている。官

僚になることを名譽と考へ、法律を好み、けちんぼうで裁判沙汰が絶えないし、分異(分家)が行われる、というのである。これは朱贛よりも七八十年前の司馬遷が、史記貨殖列傳に

潁川南陽夏人之居也、夏人政尙忠朴、猶有先王之遺風、

潁川敦愚、

と、重厚で謹しみ深いと記しているのと大いに異っている。

しかし、これは朱贛の説をもつて、より適切に潁川の事情を示していると考えたい。それは朱贛その人が潁川の出身であるということが、一つの極め手であるが、兩漢書を通じて、潁川出身者の、また潁川に關しての記事がこれを裏づけているからである。

その上潁川・南陽と連稱されるこの地域は、漢から三國にかけての中國の變革の時代に、種々の意味で大きな役割を果たす所である。南陽については、宇都宮清吉博士に「劉秀と南陽」なる論稿があるので、しばらくおいて論じない。

四

前漢武帝の輝かしい政治が終つてみると、漢朝には數多くの問題が残されていた。相つぐ外征と均輸・平準・權酤など一連の經濟政策の實施により、國民の生活は非常に苦しいものとなつていた。また董仲舒がすでに指摘しているように、土地の兼井が盛んになつて來た。潁川の地はその例外でなかつた。というより、潁川は中國でも土地兼井が著しく進行していた地方であつた、といふべきであらう。

さいわいにも宣帝時代に潁川太守に任命された人の名が分つてゐる。先に述べた朱贛の報告文の中に見えてゐる韓延壽・黃霸がそれであり、また韓延壽の傳によつて、彼の前任者が趙廣漢であることがわかる。趙廣漢―韓延壽―黃霸この相ついで潁川太守になつた三人は、それぞれ能吏として治迹があつた。始めの二人は前漢書七六に傳があり、黃霸は循吏傳中にその名があげられてゐる。

趙廣漢は涿郡蠡吾の人である。最初郡の下級官吏となり、やがて認められて茂材に察せられ、廉に擧げられ、陽翟令となつた。漢代の高級官僚への正規のコースを歩んだ

と言へる。趙廣漢が令として赴任した陽翟縣は潁川郡に屬し、郡治の所在地でもある。彼と潁川との接觸はここに始る。そして

以治行尤異、遷京輔都尉、守京兆尹、

とある。彼が陽翟令として、具體的にどのような事を行なつたかは不明である。しかし、成績が非常にあがつたというから、或は豪族對策に手腕を振つたのかも知れない。その功績で京輔都尉に遷り、京兆尹を兼ねたのである。この時、京兆の豪族と争ひ、これを抑壓した。

會昭帝崩、而新豐杜建爲京兆掾、護作平陵方上、建素豪俠、賓客爲姦利、廣漢聞之、先風告建不改、於是收案致法、中貴人豪長者爲請無不至、終無所聽、宗族賓客謀欲篡取、廣漢盡知其計議主名起居、

たまたま昌邑王賀の廢位問題が起り、霍光の宣帝擁立に與り、爵關内侯を賜つて潁川太守に遷つた（前七四）。當時潁川には原・褚二氏を始め、多くの豪傑・大姓が存していた。漢書九二游俠傳に、原涉は武帝の時、豪傑をもつて陽翟より茂陵に徙ると見えるし、漢代の褚氏と直接關係があるかどうかはつまびらかにしないが、陽翟の褚氏は南北朝

時代にもその名が見える。

彼らは豪族一般がそうであるように、互いに通婚し、また賓客をその周圍に集めている。それまでの地方長官はこれらの横暴を抑えることができない。そればかりか地方官吏の中にはこれと黨派を結んで利を貪るものもある始末である。しかし廣漢は赴任するや原・褚二氏の首惡を誅し、姦黨を解散させた。その方法は

厲使其（豪傑大姓及び吏をさす）中可用者受記、出有案問、既得罪名、行法罰之、廣漢故漏泄其語、令相怨咎、又敎吏爲誦箒、及得投書、削其主名、而託以爲豪傑大姓子弟所言、其後彊宗大族、家家結爲仇讎、姦黨散落、風俗大改、吏民相告訐、廣漢得以爲耳目、盜賊以故不發、發又輒得、壹切治理、

とある。即ちある事を知ったのは、だれそれからの話を聞いたからであると宣傳し、又は投書を奨励しておいてわざと投書者の名をすりかえたり、或いはスパイを使って様子を探るなど、法術を使って大姓豪族を抑えたわけである。そしてこの爲豪族はお互いに猜疑心を抱くようになった。

廣漢が再び京兆尹に移った後韓延壽が後任の太守になっ

た。韓延壽の方針は次のようである。

潁川由是以爲俗民多怨讎、延壽欲改更之、敎以禮讓、恐百姓不從、乃歷召郡中長老爲鄉里所信向者數十人、設酒具食、親與相對、接以禮意、人人問以謠俗民所疾苦、爲陳和陸親愛銷除怨咎之路、長老皆以爲便可施行、

韓延壽は前任の趙廣漢とは相反して、儒家的な禮中心の政治を行おうとした。その場合、彼がまず郡の長老を集めて、彼らの贊同を得ようとしている。趙廣漢が取締りの對象とした豪強も、韓延壽が彼の政治の方針を説明し協力を求めた長老も結局は同じ大土地所有者であったと考えて差し支えないのではあるまいか。

因與議定嫁娶喪祭儀品、略依古禮、不得過法、延壽於是令文學校官諸生皮弁執俎豆、爲吏民行喪嫁娶禮、百姓遵用、

と禮を定めたのである。この硬軟二様の政治のまとめをしたのが、黃霸であった。

（韓延壽）……數年徒爲東郡太守、黃霸代延壽居潁川、霸因其迹而大治、

とは韓延壽傳の言である。

漢書八九循吏傳中の黃霸傳をみると

黃霸以豪傑役使徒雲陵、霸少學律令、喜爲吏、
黃霸は豪族の出身で、律令を學び吏となるを喜むと見え
る。穀を入れて官となった。

霸爲人明察內敏、又習文法、然溫良有讓足知善御衆、

ともあるから、彼は王霸の道を雜え持った、宣帝好みの官僚であつた。そして潁川太守としては、趙廣漢的な法家的要素と、韓延壽流の儒家的要素を併せ持って、前任の二者の仕事を完成させ、難治の潁川統治に成功したのである。黃霸傳は次のように記す

揚州刺史黃霸爲潁川太守、秩比二千石、……選擇良吏、
分部宣布詔令、令民咸知上意、使郵亭鄉官、皆畜雞豚、
以贍鰥寡貧窮者、然後爲條教、置父老師帥伍長、班行之
於民間、……姦人去入它郡、盜賊日少、霸力行教化、而
後誅罰、……霸以外寬內明、得吏民心、戶口歲增、治爲
天下第一、徵守京兆尹、

こうして京兆尹に一旦移つた黃霸は、

座發民治馳道不先以聞、又發騎士詣北軍、馬不適士、劾
乏軍興、連貶秩、有詔歸潁川太守、官以八百石居治如其

前、

とある如く潁川太守に歸つて來、結局前後八年に渡つて潁川郡を治めていた。

前後八年、郡中愈治、是時、鳳凰神爵數集郡國、潁川尤多、

この鳳凰がしばしば郡國に集り、潁川もつとも多しということとは、すでに二十二史劄記に趙翼が「兩漢多鳳凰」(卷三)中に論じている。前漢宣帝と後漢章帝の時に鳳凰が特に多いことの實例をあげた後趙翼が

案、宣帝當武帝用兵勞擾之後、昭帝以來與民休息、天下和樂、章帝承明帝之吏治肅清、太平日久、故宜皆有此瑞、然抑何鳳凰之多也、觀宣帝紀年、以神爵五鳳黃龍等爲號、章帝亦詔曰、乃者、鸞鳳仍集、麟龍並臻、甘露宵降、嘉穀滋生、似亦明其得意者、得無二帝本喜符瑞、而臣下遂附會其事耶、

と論じているのは注意される。宣帝好みの官僚黃霸が太守であつた潁川に、鳳凰が多く集るといふのは、そういう報告をするのが地方官吏であることを併せ考えれば、まさに附會したと言ふことができよう。そういう太守に治められ

た潁川で、黃霸が治績ありと稱えられるが、實體がどうであつたか、疑問なきを得ない。豪族勢力の解體など、成功しなかつたのでないか。その爲には前漢末の潁川事情を述べねばなるまい。

前漢成帝の陽朔三年（紀元前二二）夏六月の條に

潁川鐵官徒申屠聖等百八十人、殺長吏、盜庫兵、自稱將軍、經歷九郡、遣丞相長史御史中丞逐捕、以軍興從事皆伏辜、

と見え、鐵官労働者を中心に、大規模な叛亂が起つてゐる。そして間もなく王莽の時代に入り、各地方に反王莽の軍隊が起ると、潁川にもこれに應じて立上つたものが幾人か數えられる。

五

王常はもと鄆の人で、父の王博の時潁川舞陽に轉じてきたが、王莽の末に江夏に亡命し、綠林の兵に加つた（後漢書一五）。この人はもともと潁川の人でないし、事を起したのも江夏であつたので例外としても、後漢の開國の功臣、所謂の雲臺二十八將中に七人、實に四分の一の潁川

出身者を見出す。馮異（卷一七）・臧宮（卷一八、少くして縣の亭長游徼となり、後賓客を率いて下江集團に加つた）・銚期（卷二〇）父銚猛は桂陽太守であつた）・王霸（卷二〇）父は郡の決曹掾で、王霸は光武帝が潁川を通過した時、賓客を率いて従つた）・祭遵（卷二〇）家富給と見える）・傅俊（卷二一 縣亭長）・堅鐔（卷二二 郡縣吏）などである。こうして擧げてみると、潁川の豪族社會は前漢末にもなお強固であつた様子がうかがえる。こういう豪族の多い地域において人々はどういう動きを示すであろうか。そこには種々なケースが考えられるであろう。豪族に依附し、その勢力下に入るものもあろう。また逆に地方を隴斷する豪族勢力をにくみ、これを取締ろうと考えるものも出てくるであろう。こういう気分がある上に、潁川は元來、法家的思想の傳統が濃い所である。

すでに朱贛の報告にも見えるように、申韓の徒がここから出ている。この二人が諸子百家の法家者流に屬することは言をまたない。又、儒家ではあるが、性惡説を稱え、禮による規制を重んじ、その門下に李斯・韓非といった法家者を出した荀子の子孫がここに居住している。

前漢書には潁川出身者の名を見出すことがほとんどでない。わずかに潁川出身者として晁錯・賈山この二人を見出すにすぎないが、文景の世に、中央集權化を志し、同姓諸侯の力を削ぐことに専心した晁錯を、その數少い出身者の中に見出すことは興味深い。

そういう傳統をふまえているせいか、後漢書から潁川出身者の人の傳を抜き出すと、彼らが法と關係の深いことが認められる。陳寔の祖父陳寔・父の陳紀が、次に述べるごとく法家的側面を備えている。陳寔の友人鍾皓も世々刑律を善くしたし、鍾皓の孫で魏開國の功臣、また書家でもあった鍾繇は廷尉正になった事がある。さらに前に一寸名を挙げた王霸傳には、

王霸字元伯、潁川潁陽人也、世好文法（原註 東觀記曰、祖父爲詔獄丞）、父爲郡決曹掾（原註 漢官儀曰、決曹主罪法事）、霸亦少爲獄吏、

とある。王霸は後漢開國の功臣であるから、祖父・父と言えは前漢時代の人になる。前漢時代からの傳統であることが分かる。もう一つ例をあげれば、後漢書四六郭躬傳に郭躬字仲孫、潁川陽翟人也、家世衣冠、父弘習小杜律

（原註 前書、杜周武帝時爲廷尉御史大夫、斷獄深刻、少子延年亦明法律、宣帝時又爲御史大夫、對父故言小）、太守寇恂以弘爲決曹掾……躬少傳父業、講授徒衆數百人、とみえる。

陳寔の故郷潁川は豪族のぼっこする地でありまた法家の傳統が残っていた所でもあったのである。

六

次に彼の家系について述べねばなるまい。彼の祖父陳寔は二世紀初頭に生れ、八四年の生涯を送った。

陳寔……出於單微、自爲兒童、雖在戲弄、爲等類所歸、陳寔の傳はその字と出身地を型の如く記した後、このように始まっている。單微より出づ。この四文字が示すように、寒門の出であつたわけである。

少作縣吏、常給事廝役、後爲都亭刺史佐、而有志好學、坐立誦讀、縣令鄧邵試與語奇之、聽受業太學、

地方の寒門出身者の例として、彼は縣の小吏に任じられた。しかし彼は幸なことに學問を好んでいた爲に、洛陽に

遊學することを許された。

後令復召爲吏、乃避隱陽城山中、

洛陽より故郷潁川に歸った陳寔を待っていたものは吏二地方の小役人で、さしてかわったものではなかった。しかし、彼には氣に入らなければこれを拒否することができ、陳寔が入った陽城山は後漢一代を通して、いわば私學としての位置を保っていた。黨錮の亂後に李膺は陽城山に遊んだし、劉焉もここに來ている。

そのような彼に殺人の嫌疑がかげられ、縣吏揚某から告發された。この嫌疑は無實と分かり、やがて督郵に任ぜられた。督郵は郡の佐吏で、屬縣の監察をつかさどる任務を帯びる。屬縣の吏に對して、強い立場を取り得る地位にいたわけである。陳寔は

密託許令、禮召揚吏、

と、前に自分を殺人の嫌疑で告發した縣吏揚某を、禮をもつて召したので人々の賞賛を得たという。その後

家貧、復爲郡西門亭長、尋轉功曹、

とあって、なお郡の小吏を経ていたわけである。もともとその間に一度司徒府に辟召されたが、これをことわって、

る。そのことは後漢書卷六二鍾皓傳に見える。

鍾皓はやはり潁川郡の人で、著姓の出であるが、陳寔とは友人であった。彼の孫が魏の開國の功臣で、書家としても有名な鍾繇であり、鍾繇が陳寔の友人であったことは前に述べた。その鍾皓の傳に

鍾皓字季明、潁川長社人也、爲郡著姓、世善刑律、……以詩律教授、門徒千餘人、同郡陳寔年不及皓、皓引與爲友、皓爲郡功曹、會辟司徒府臨辭、太守問、誰可代卿者、皓曰、明府欲必得其人、西門亭長陳寔可、寔聞之曰、鍾君似不察人、不知何獨識我、

鍾皓が刑律を善くしたことは注目すべきで、潁川地方の傳統の一つを受けついでいるものといえる。

陳寔の功曹在任中に宦官侯覽の請託事件がおこった。その内容は次の通りである。

中常侍侯覽、託太守高倫用吏、倫教署爲文學掾、寔知非其人、懷檄請見、言曰、此人不宜用、而侯常侍不可違、寔乞從外署、不足以塵明德、倫從之（原註 請從外署之舉、不欲陷倫於請託也）、於是、鄉論怪其非舉、寔終無所言、

侯覽は桓帝治世の始に中常侍となり、次の靈帝の時代にかけて勢威を振るい、黨錮の獄などを起すわけだが、陳寔傳の構成から考えて、侯覽の請託事件は、侯覽が中常侍になってから、そう遠くない時期、陳寔の四十歳から五十歳にかけてのころとなる。この縣吏揚某に對する陳寔の寛大さ、侯覽請託に對して取った身を殺して仁をなす態度、或いは鍾皓の推薦、こうしただけ事が、陳寔を多くの人々から認めさす作用をした。

やがて司空黃瓊が彼を辟召する。黃瓊は前後二回司空に任ぜられているが、最初が元嘉元々二年（一五一）～一五二）、二回目は延熹四年（一六一）である。陳寔が辟召されたのは、恐らくその第一回の司空就任の時であろう。黃瓊が清名の重臣に屬することは周知の通りである。こうして彼の活動の場は潁川郡内から、中央政界へと廣がって行く。

補聞喜長、旬月以暮喪去官、復再遷除太丘長、修德清靜、百姓以安、鄴縣人戶歸附者、寔輒訓導、譬解發遣、

各令還本。

聞喜縣は河東郡（山西省）に屬し、太丘縣は沛國（安徽

省）に屬する。沛國は前漢發祥の地であるが、後漢時代にはこれといった人物を出さず、譙縣からは、當時の宦官の大立者曹騰即ち魏の曹操の養祖父を出した。太丘縣の長としての陳寔は大いに治績をあげたと言えよう。彼を慕って隣縣からも移住する者があつたという。

陳寔傳には、今一つ次の様な話も出ている。

司官行部（原註 司官謂主司之官也）、吏慮有訟者、白欲禁之、寔曰、訟以求直、禁之理將何申、其勿有所抱、

司官聞而歎息曰、陳君所言若是、豈有怨於人乎、亦意無訟者、

ここで彼は一つの事件に遭遇した。

以沛相賦斂違法、乃解印綬去、吏人追思之、

沛相が租税の取立てに當って違法行爲を犯したのである。

彼はこれをいさぎよとせず、官を去つた。賦斂違法、租税の取り方は現在にいたるまでむずかしいことである。後漢時代にも賦斂徴收のやり方が、しばしばあらゆる階層で問題になった。

益州刺史郤儉、賦斂煩擾、謠言遠聞、收儉治罪、

これは後漢末、例の劉焉の州牧設置の直前に起つた事件で

あるが、こうした事は數多くあつた。多くは租税の徴收過多、或は租税徴收の不公平が問題になり、彈劾を被る。おむね問題になるのは納税者に對して不利な場合である。そしてその裏には、國相——いうまでもなく他の地域であれば郡守にあたり、地方政治の最高權力者と、在地の豪族勢力との結合が豫想される。陳寔はそういう國相の治下で縣長をつづけることはできなかった。かれは自ら職を辭して故郷に歸つた。吏人がそういう彼を追思したということ

は、彼の政治のやり方が、一般の人々の利益を第一とした、従つて豪族勢力の意に必ずしも副うものでなかつたことを意味するであらう。

以上三つの事件は、彼の政治理念や、政治のやり方をよく示す事件といえる。清靜にして惠民深い政治、それは儒家的といつてよからう。しかも最終的には法を重んじ、たとえそれが義の行いであれ、法に背くものとしてその處置をとる。この法儒兩面を兼ね備えた政治、それは前漢武帝に完成した漢の國家の理想的地方官の姿であつた。後漢も末期に近い、二世紀なかばには、それは非常に珍しい稀な例になり、中央政府においてすら、ようやく煙たがられて

來たとも言えよう。陳寔はそういう類型の官吏であつた。祖父とその孫を直に同一範疇において考えることは、勿論危険であるが、陳羣の體の中に、こういう祖父の血が流れていることは注目せねばなるまい。

七

陳寔の事件に關連して、もう一つ考えねばならないのは、前にも一寸觸れた沛という地方である。沛は前漢劉邦の故郷であるが、後漢時代には人材に恵まれていなかった。そればかりでなく、自然にも亦恵まれていなかったうである。司馬遷は史記一二九、貨殖列傳において

沛・陳・汝南・南郡、此西楚也……地薄、寡於積聚、と記し、漢書二十八下、地理志に引かれた朱贛の風俗傳にも

宋地房心之分埜也、今之沛・梁・楚・山陽・濟陰及東郡之須昌・壽張皆宋分也……沛・楚之失、……地薄民貧、

と記している。現在の安徽省の淮河以北の地及び江蘇省にまたがる肥沃な農業地帯も、前漢時代はまだ未開發地域として残されていたのであろうか。前漢書においても沛は豪

族即ち大姓・郡望などと結びついて記されていない。恐らく後漢時代も事情はそう變つていなかったと思う。ただその末期には急激に開發が進められた。宦官曹騰や、曹操の父曹節の實家といわれる夏侯氏が出て來、二世紀末には屯田が設けられた。

陳寔が沛相になった時期は前に述べたように一六〇年代と推測される。恐らく曹騰は歿していたであろうが、曹騰の養子曹節は、養父の勢威を背景に、中央官界に地歩を占め、その子曹操もすでに十歳に近い少年に成長していた。

中央では宦官の横暴は目を掩うものがある。かつて宦官侯覽の請託を拒んだ陳寔は、ここに縣長として、豪族と結んだ國相の擧を快しとせず、自らその職を棄てたのであった。彼をしてこの擧に走らせた裏に、宦官と或は一族より宦官を出したことを背景に、この地方に社會的勢力を植えつけた始めた豪族との對立が考えられそうである。

太丘長の任をすてて、故郷に歸った陳寔は、やがて黨錮の獄に連座する。六十歳を越えてからの事である。

及後逮捕黨人事、亦連寔、餘人多逃避求免、寔曰、吾不就獄、衆無所恃、及請囚焉、遇赦得出、

彼は清流派の中心人物ではなかった。しかし、宦官勢力に對しては批判的であつたこと、これまでの敘述で指摘できるのである。そして清流派の領袖李膺とは友人であつた。二人は同郡（潁川）の出身で、年令は陳寔が五く六歳長じている。

後漢書六七李膺傳に

李膺字元禮、潁川讓城人也、祖父脩……爲太尉、父益趙國相、膺性簡亢、無所交接、唯以同郡荀淑陳寔、爲師父、

とみえる。李膺・陳寔・荀淑それに杜密らが共同で同郡の友人韓韶の碑を立て、その徳を頌した事がある。韓韶はやはり後漢書六二に傳がある。

韓韶字仲黃、潁川舞陽人也、少仕郡辟司徒府、時太山賊公孫舉僞號歷年、守令不能破散、多爲座法、尙書選三府掾能理劇者、乃以韶爲潁長、賊聞其賢、相戒不入潁境、餘縣多被寇盜、廢耕桑、其流入縣界、求索衣糧者甚衆、韶愍其飢困、乃開食賑之、所粟贖萬餘戶、主者爭謂不可、韶曰、長活溝壑之人、而以此伏罪、含笑入地矣、太守素知韶名徳、竟無所坐、以病卒官、

こう書かれているが、この中に出てくる公孫舉については、後漢書卷七桓帝紀永興二年（一五四）の條に

太山琅邪賊公孫舉等反叛、殺長吏、
とあり、翌永壽元年（一五五）七月

初置太山琅邪都尉官（原註 漢官儀曰、秦郡有尉一人、
典兵禁捕盜賊、景帝更名都尉云々）、

さらに永壽二年（一五六）七月の條に

太山賊公孫舉等、寇青兗徐三州、遣中郎將段熲討破斬之、
と見える。韓韶の傳に見えるのは、一五四年から一五六年
に渡る公孫舉の亂中の一挿話である。従って彼が李膺・陳
寔らとほぼ同年であることがわかる。韓韶は羸縣の長とし
て、他縣の窮困者に賑恤を行なったのである。すでに陳寔
の傳に見て来たように、陳寔は太丘長の時、隣縣の歸附を
願う者を、各々本籍に歸らせている。他縣の住民を歸附さ
せることは勿論、これに賑恤を施すことも「不可」の行爲
であったようだ。韓韶はあらゆる反對を押し切って賑恤を
斷行した。彼は

以此伏罪、含笑入地矣、

と、自ら法に觸れた義の行爲であることを認めている。そ

して

太守素知韶名德、竟無所坐、

とあることから類推できるように、もし彼が名徳なき者で
あれば、處罰を被ることが充分うかがえる。韓韶のこの行
爲は沛相として賦斂違法を犯した陳寔と同じ範疇に屬す
る。この二人は同型の人物・同型の官僚、と言えよう。

韓韶の頌德碑を建てたのは、前述したように、李膺・陳
寔・杜密・荀淑らであった。

杜密は潁川陽城の人で、その傳は後漢書卷六七黨錮傳
に見え、時人から李・杜（李膺・杜密）と併稱されてい
た。

荀淑は潁川潁陰の人で、その傳は後漢書六二に見える。
司馬遷が史記列傳を著わした時、同じ卷には類型を同じく
する人物を選んだ。以後の紀傳體を取る史書は、この體裁
を襲っていると見てよからう。そうみてくると、後漢書六
二に傳のある荀淑・韓韶・鍾皓・陳寔の四人は、共に潁川
の出身であるという共通點を持つと同時に、濁流滔滔たる
時代に、この流に流されず、名徳あり清靜の政治を行なっ
た人々の傳であるとも言えよう。荀淑は荀子の子孫である

と言われ

少有高行、博學而不好章句、

こう後漢書は記している。ただ一つ問題になるのは、荀淑が建和三年（一四九）六七歳で歿したとあることで、これだと韓韶より早く、又公孫擊の事件よりも勿論早く死んでいるので、韓韶の碑を建てることができない。或いは韓韶の碑を建てたのは荀淑の子の誰かであろうか。

李膺は荀淑の弟子であった。荀淑傳に

當世名賢李固李膺等、皆師宗之、……淑卒、李膺時爲尙書、自表師喪、

と見える。そして淑の八人の子供はいずれも有名で八龍と稱されている。なお序に述べるなら李膺と鍾皓とは

皓兄子瑾母膺之姑也、……膺祖太尉脩、……以膺妹妻之（鍾瑾）、

とあるように姻戚でもあった。

陳寔は靈帝即位の初に、大將軍竇武の辟を受け、その掾屬となったが、第二次の黨錮の獄があつて官を去つた。その後郷里にあつて、子弟の教化に當つていた。泥棒を指して梁上の君子という故事は、この時代の彼のエピソードか

ら出ている。本傳に次のように記す。

寔在郷閭、平心率物、其有爭訟、輒求判正、曉譬曲直、

退無怨者、至乃歎曰、寧爲刑罰所加、不爲陳君所短、時

歲荒民儉、有盜夜入其室、止於梁上、寔陰見乃起、自整

拂呼命子孫、正色訓之曰、夫人不可自勉、不善之人、未

必本惡、習以性成、遂至於此、梁上君子者是矣、盜大驚

自投於地、稽顙歸罪、寔徐譬之曰、視君狀貌、不似惡

人、宜深剋己反善、然此當由貧困、令遣絹二匹、自是一

縣無復盜竊、

陳寔が黨錮の獄後、郷里に退いたと言つたが、三國志陳羣傳注引魏書には荊山に隱居したとある。荊山というのは各地に見られるが、彼の故郷に最も近い河南省禹縣西北にある荊山のことであろう。これは陳寔だけでなく、李膺が陽城山に隱れるなど、黨錮の獄に罹つて政界から退いた人士に共通するものと言えよう。郷里においての彼の教化の態度は、どちらかと言えば儒家流のそれであつた。右に引用した文章の前半には法家流の方針が讀みとれなくはないが、後段の部分には儒家も、その中でも孟子の性善説をふまえたような發言が見える。陳寔の性格をやはりよく示し

ていると言えよう。

孟子が後漢時代、どの程度讀まれていたかは、淺學の筆者のよく明にする所ではないが、現在においても孟子注釋の基本になる趙岐の注が、この時代に作られたことは興味深い。趙岐は京兆長陵の人で、永興二年というから、例の公孫舉の反亂がおこったころ司空掾となり、建安六年（二〇一）九十餘歳で卒するまで、種々活躍している（後漢書本傳）。彼の生れたのは二世紀初頭で、年令も陳寔とほぼ等しい。

さて黃巾の亂が勃發すると、黨錮の禁は解かれるが、陳寔は大將軍何進、司徒袁隗らの招きに應ぜず、中平四年（一八七）、家に卒した。文範先生と諡される。

陳寔には六子があつた。この中で、陳紀・陳謚が有名である。陳紀こそ陳羣の父である。陳紀傳には

亦以至德稱、兄弟孝養、閨門雁和、後進之士、皆推慕其風、

と見える、黨禁中は憤を發して「陳子」數萬言を著したという。この書は現在には傳つていない。黨禁解除後は父の寔と同じ様に、世に出ることを拒んだ。このことは陳謚の場

合も同じであつた。陳謚は早く世を去つたが、陳紀はやがて董卓に強引に辟召され、五官中郎將・侍中・平原相を歴任したが、董卓の長安遷都に反對して郷里に歸つた。しかしふたたび召し出され尙書令になり、建安の初大臚臚に拜されて官に沒した。

陳紀は、亂世には出でず、といった儒家的信念を抱いていた人のようであり、又前述したように（七二頁）肉刑を課すか否かについて一見識を抱いていた。

以上陳羣の祖父・父についてその生涯を見たわけであるが、儒・法の側面を備えており、やや儒に傾くということが認められる。

八

陳羣の傳は三國志卷二二にあるが、この卷には陳羣を含めて六人の傳記がのせられている。三國志は紀傳體で書かれているのであるから、同一卷中に擧げられた人々は、一應同じ類型に屬すると考えてよさそうである。司馬遷が史記列傳で試みたような強烈な人間性追及の意欲は見られないにしても、同一類型の人物を同一傳中にまとめること

は行なわれていたと考えてよいように思う。こういう意味で、魏志卷二二に傳のある人物を一瞥することも、陳羣理解の上に必要なことのように思う。

卷二二の筆頭を飾るのは桓階である。この人は長沙臨湘の人とある。華北に國を建てていた魏において、湖南長沙の出身というのは、珍しい例に屬するといえよう。しかしこの疑問は、彼が最初郡太守であった孫堅に、續いて荊州牧劉表の下に仕えておったという経歴から氷解する。曹操が荊州進出の際に魏の臣になったのである。

魏で曹丕・曹植兄弟が、曹操の後繼者としての地位を廻って争った時、桓階は曹丕を支持し續けた。曹丕の徳が優れていたことを認めたためでもあろうが、嫡長子が後繼者に立つべきであるとの考えを持っていたからでもある。その後

遷尙書典選舉、

とある。選舉即ち官吏登用の責任ある地位を委ねられたのである。桓階の傳の文章はすぐ續けて

曹仁爲關羽所圍、

と記しているから、二一九年ごろに當る。九品官人法はま

だ出されていない。そして

文帝踐阼、遷尙書令、

と記すから、陳羣の先任者ということになる。

魏志卷二二の第二番目は陳羣。

第三番目は陳矯である。この人は廣陵東陽の人と見える。ただし後漢末に一度亂を避けて江南に赴いた。しかし、孫策や袁術が江南に勢力を持っていたところで、その下につくのを肯んぜず、本郡に歸り、太守陳登に認められ、さらに司空掾屬に辟された。當時曹操は司空であった。こうして曹操の故吏となり、幾つかの官を歴任し、尙書になつた所で曹操が崩じた。これより前に曹丕が曹操の後繼者に決定していた。しかし、曹操が洛陽で死んだ時、曹植がその傍におり、なお不安定な時であった。陳矯傳には次のように記す。

太祖崩洛陽、羣臣拘常、以爲太子卽位、當須詔命、矯

曰、王薨于外、天下惶懼、太子宜割哀卽位、以繫遠近之望、且又愛子在側、彼此生變、則社稷危矣、卽具官備禮、一日皆辦、明旦、以王后令策太子卽位、

この功により文帝の信任を得、吏部に轉じた。吏部は中央

にあつて下級官吏の任免を行う所で、同時に施行された九品官人法を實效あらしめる爲の裏付けになる重要ポストである。更に尙書令に遷り、明帝の時に司徒に陞つた。

第四には徐宣である。この人も廣陵の人で海西縣の出身。陳矯と同じように亂を江南に避け、孫策の命を辭して廣陵に歸り、太守陳登に認められ、さらに司空掾屬に辟された。陳矯と同じような履歴であるが、二人は平生仲が悪かつたという。

曹操が洛陽で没した時、魏郡太守であつた徐宣の行動は次のように記されている。

太祖崩洛陽、羣臣入殿中發哀、或言、易諸城守、用譙沛人、宣厲聲曰、今者遠近一統、人懷效節、何必譙沛、而沮宿衛者心、

と。彼も人事について一家言をもつていた。

文帝はこの言を聞いて非常に喜び、徐宣を御史中丞に任じ、城門校尉・司隸校尉・散騎常侍を歴任して尙書となり、明帝の時尙書左僕射に遷つた。

第五は衛臻である。陳留襄邑の人。父の衛茲は早くから曹操を人物として認め、曹操と董卓が熒陽で戦つた時從軍

して戦死した。衛臻も曹操に仕え、丞相參軍事、戸曹掾を歴任し、曹植擁立の黨に與す事を勸誘されたが、これを拒絶している。文帝即位の時には、

時、羣臣並頌魏德、多抑損前朝、臻獨明禪授之義、稱揚漢美、

とある。後、尙書に遷り吏部尙書に轉じた。明帝即位後

轉爲右僕射、典選舉如前、

と見えるから、文帝・明帝期に人事面を擔當していた。その時に中護軍の蔣濟から衛臻に書面がおくられて來た。そのころの魏の政治は、早くも一つの轉換期に見舞われていた。政治の實權は中書系統に握られ、浮華の徒と呼ばれる一團のグループ、夏侯玄・諸葛誕・鄧颺らが抬頭して來た。蔣濟はこうした状態に對して憂いていたが、人事を擔當していた衛臻に對しても、一つの提言をしたのである。

漢祖遇亡虜、爲上將、周武拔漁父、爲太師、布衣廝養可登王公、何必守文試而後用、

そこには明らかに、曹操の人材登用方針、才能中心主義が強く表面に現れて來ている。所がこれに對する衛臻の返答は

古人遺智慧而任度量、須考績而加黜陟、今子、同牧野於成康、喻斷地於文景、好不經之舉、開拔奇之津、將使天下馳騁而起矣、

である。「まさに天下をして馳騁してたしめん」といって、才能中心主義の時代はすでに去ったこと、それは混亂をますに過ぎない事を述べたと解してよいであろう。官吏登用法が門地主義に傾いていったことを示す一つの材料といえよう。なお附け加えるならば、衛臻の子衛烈は夏侯玄・諸葛誕ら魏の名士の二世グループの端に加えられている。

第六番目は盧毓。涿郡涿縣の人。後漢末の學者であり、政治家としても有名な盧植の末子である。曹丕が建安十六年、五官中郎將となった時に門下賊曹に召されたのである。曹丕直系の家臣といってよいであろう。

魏國既建爲吏部郎、文帝踐阼徙黃門侍郎、出爲濟陰相、梁譙二郡太守、

と見えるから曹操が魏王に封ぜられた時吏部郎になっていた。其の後地方長官や典農校尉を歴任し、二三年（青龍二）侍中となり、在職三年にして吏部尙書に遷り、選舉の

ことにあざかり、考課法を制定した。

以上六名が三國志に陳羣と卷を同じくする人々の素描である。これらに共通することは、文帝のグループに屬し、選舉に關係しているということになる。特に陳羣の場合、同じく選舉に關係している崔琰や毛玠（何れも三國志十二に傳がある）と卷を同じくしていないことに注意される。それは單に卷の大きさのバランスとか、活躍の年代の違だけではなさそうである。

九

以上論じた如く、陳羣はその出身地・家柄の両面から、王霸合わせ持つ性格を傳えられ、さらに後漢末という、彼の生きた時代から、人物鑒識に秀れた才能を發揮した。

彼の生涯に取って、曹操との出合いが大きな轉機になったことは否めない。かつて祖父陳寔が縣長として赴いた沛國の出身で、しかも祖父がその地の豪族と對立した時、その中心にいたと思われる曹氏・夏侯氏の一族に迎えられたのである。しかし、曹操は法家者流の考えを持った人で、養祖父曹騰とはタイプの違った人物であった。

曹操の下で司空西曹掾屬・丞相東西曹掾・治書治御史・さらに御史中丞といった人事や法律の擔當官となったことは、曹操の適材適所主義をも示すといつてよからう。

第一節にも紹介したように、彼の政治のやり方は朝に在りては適と無く莫と無し。雅ら名義にたより、非道をもつて人に假らず。

であった。「適となく莫となし」とは、論語里仁篇に見える語である。

子曰、君子之於天下也、無適也、無莫也、義之與比。

陳壽が陳羣の傳を記す時、この論語の里仁篇の語を使ったということは、彼の政治方針に儒家的なものの流れていることを認めたからであろう。

陳羣はやがて曹丕に認められ、その四友となった。このことは當時の魏の内情から考えて、好むと好まざるとにかかわらず、反曹植の立場に立ったことを意味する。彼の傳が卷二二に置かれる所以である。

こうしていよいよ九品官人法の制定となる。彼の名を現在に高からしめるものである。九品官人法の制定事情については、宮崎市定博士「九品官人法の研究」をはじめ、宮

川尙志氏、矢野主税氏など先學に數多くの論考があり、蛇足を加えるに過ぎないが、すでに陳羣を取り扱った以上、これを避けて通るわけにも行かない。

九品官人法の施行年月が延康元年即ち二二〇年の二月から九月の間のことである。それであるから、九品官人法は漢から魏への禪讓革命の準備段階の爲の資格審査であり、「天朝選用、不盡人材」という言葉がはつきりこれを示すとされている。

しかし、九品官人法が出されたころの魏朝の内部は複雑であった。曹丕と太子の位を争った曹植が、ふたたび王位に即くという噂すらあった。この争いは實に根深いものであった。そうすると、この九品官人法が企圖する資格審査は、反曹丕派にも及ぶのではないか。陳羣の傳が漢魏交代期に選舉にあずかり、曹丕の支持者であった人々と同じ卷に置かれていることが、それを示すように思う。

次に考えねばならぬのは、延康に年號が代つて突如に作られたものであろうかということである。九品官人法は突如發布されたにしては内容が整いすぎていると愚考する。おそらく、これら卷二二に傳のある曹丕派の人々を中心と

して、延康元年以前から、新しい官吏採用法として研究されてきた。それであるからこそ資格審査であると同時に新王朝の取士の基準にもなったのであろう。「天朝採用、人材をつくさず」というのは、漢代の選舉法を持っていた缺陷を端的に表現したもので、彼が潁川という豪族社會の根

強かった地域において、實際見聞した事が生かされていると思う。

後漢末の潁川事情については川勝義雄「シナ中世貴族の成立」(史林三三〇四)がある。本文中にはことわらなかつたが、種々参考させていただいた。

〔餘白録〕「大英博物館ヘルシヤ語寫本目錄」の再版

近頃の寫眞印刷術の發達のおかげで、このところ我が國のみならず歐米諸國でも稀覯書のリプリントが盛んに行なわれ、古典的名著のいくつかを、比較的容易に入手出来る様になつた事は、まことは慶ばしい限りであるが(例えば Cordier, Bibliotheca Sinica; Bretschneider, Mediaeval Researches; Yule & Cordier, Cathay など) かつ紹介する有名な Charles Rieu, Catalogue of the Persian Manuscripts in the British Museum, 3 vols., 1879-1883, London もその一つ) の度そのリプリント版がロンドンで出版された。本書は、我が國でも東洋文庫などきわめて限られた機關にしか所蔵されていない文字通りの稀覯書で、大英博物館に所蔵される二、五三六種の近世ヘルシヤ語寫本を、神學・歴史・地理・科學・言語・詩歌等々に分類し、各寫本の内容をかなり詳しく解説したもので、第三卷に附せられた書名・人名・項目別索引を利用すれば、ヘルシヤ文獻學の入門書としても利用出来るきわめて貴重な著作であり、ストーリーイの「ペルシヤ文獻誌」(C.A. Storey, Persian Literature. A Bio-Bibliographical Survey, 1927-) の刊行されつつある今日でも、なおその價値を減じていない。第三卷の序言に記された大英博物館におけるヘルシヤ語寫本蒐集の小史もきわめて興味深いものがある。本書の補遺 (Supplement to the Catalogue of the Persian Manuscripts in the British Museum, 1895, London) は、その四二五種の寫本の解説を収録しているが、現在でも原本の入手が可能である。いささか本屋の廣告めいて面映いが、餘白をかりて御紹介した次第である。

(間野 英二)